

第61回（平成30年4月12日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第61回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務）の全項目評価書について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書につきましては、4月4日に開催されました第60回委員会において、独立行政法人日本学生支援機構の職員に出席いただき、概要を説明いただいたところです。

本日は当該評価書につきまして、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明いたします。その上で評価書を審査いただき、承認の可否をお伺いいたします。

資料1に基づいて審査表の説明をいたします。

表紙をめくると目次がございます。

こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また、「学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかどうかを審査し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としております。

「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、15ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番につきまして、奨学金申込者等からの個人番号の入手に係るリスク対策について具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。所見として、学校の奨学金の事務担当者に対し、研修会等において奨学金申込者等が特定個人情報を適切に取り扱うための具体的な指導方法やその重要性を説明することなどや、奨学金申込者等に対して分かりやすいマニュアル等の作成・配付を行うこと等により、個人番号の取扱いに関する理解を深めるよう周知することなどが具体的に記載されているとしております。

続きまして「主な考慮事項（細目）」の75番では、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスク対策は具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。所見としましては、委託契約後は委託先への立入検査等により、管理体制を確認することなどが具体的に記載されているとしております。

16ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項におきまして、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として次の3点を記載しております。

（1）として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められな

いとしております。

(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

(3)として、奨学金申込者等からの個人番号の入手に係るリスク対策及び特定個人情報の取扱いの委託に係るリスク対策について具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

続きまして、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。審査記載事項の案として、次の4点を記載しております。

1点目として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

3点目として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要であるとしております。

4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、取扱部署での手順を含め、不断の見直し・検討を行うことが重要であるとしております。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

御質問、御意見は特にありませんので、評価書を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務全項目評価書を承認することとします。

本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、事務局では引き続き必要な手続を進めてください。

○福西企画官 日本学生支援機構に対し、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしくお願いします。

次に、議題2、全国健康保険協会（健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務）の全項目評価書について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書につきましては、4月4日に開催されました第60回委員会において、全国健康保険協会の職員に出席いただき、概要を説明いただいたところです。

本日は、当該評価書について、評価指針に定める審査の観点に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について事務局の精査結果の主な内容を説明いたします。その上で評価書を審査いただき承認の可否をお伺いするものです。

資料2に基づいて審査表の説明をいたします。

表紙をめくると、目次がございますが、こちらの「全体的な事項」では評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また、「健保特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載しているかを審査し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としております。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、12ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、委託事業者からの個人番号を含む電子記録媒体の入手に係るリスク対策が具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。所見として、委託事業者から個人番号を含む電子記録媒体を入手する際は、施錠できる有蓋車にて運搬し、受け渡し時に件数等を記載した受取書を取り交わすこと、入手した特定個人情報はインターネットから分離された個人番号管理システム専用端末を通じて、個人番号管理システムに登録すること等が具体的に記載されているとしております。

続きまして、13ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として次の3点を記載してしております。

(1)として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

(3)として、特定個人情報が記載された書類や電子記録媒体について、それぞれの入手等に係るリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられると記載してしております。

続きまして、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。

審査記載事項の案として、4点を記載してしております。

1点目として、リスク対策について評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があるとしております。

2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

3点目として、職員の教育・研修は実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査を実施することが重要であるとしております。

4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されている

とおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である。また、関係機関や事業者等における、個人情報の取扱いに係るリスク対策については、評価実施機関において十分に留意しておく必要があると記載しております。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

御質問、御意見が特にありませんので、評価書を承認するというにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書を承認することとします。

本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、事務局は引き続き必要な手続を進めてください。

○福西企画官 全国健康保険協会に対し、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

次に、議題3、特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による平成30年度の定期的な報告について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題3について、資料3-1と資料3-2を用いて説明させていただきます。

初めに、資料3-1を御覧ください。

平成30年度の定期的な報告につきましては、番号法第29条の3第2項及び平成二十八年度個人情報保護委員会規則第4号に基づきまして、地方公共団体等に対して報告を求めたいと考えております。

報告内容は3点でございます。

1つ目は、情報連携に係る体制整備状況等について、2つ目は、昨年度の定期報告のフォローアップを含めた安全管理措置の実施状況について、3つ目は、安全管理措置を実施する上での課題等についてでございます。

報告期限につきましては、平成30年6月29日とさせていただきたいと考えております。

次に資料3-2、1ページを御覧ください。

昨年11月に本格運用を開始した情報連携については、番号制度において重要な仕組みであることから、運用規程の整備を始めとする各機関の体制整備状況を把握するために、番号1～8の調査項目について報告を求めるとしております。

2ページ及び3ページを御覧ください。

安全管理措置の実施状況については、昨年度の定期報告のフォローアップも含め、各機関の安全管理措置の実施状況を確認するため、番号9～18の調査項目について報告を求め

ることとしています。なお、番号16につきましては、電子機器が盗難にあった事例等もあったことから、各機関の電子機器の管理状況を把握するため、今回新たに追加した調査項目となっております。

4ページを御覧ください。

各機関から質問や相談が多い安全管理措置の実施方法等に関して、各機関の課題等を把握するために番号19～22の調査項目を設けております。なお、平成30年度の定期的な報告についてはシステムの準備が整い次第、地方公共団体等に対して通知を行う予定です。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 マイナンバー制度において情報連携は最も重要な機能であると思います。

今回の報告内容である情報連携に係る体制整備状況等について、地方公共団体等の各機関において実際どのように行われているのか、どのような課題があるかを把握することは非常に重要であると思います。

これらの報告内容を今後の立入検査等で活用するなど、情報連携が円滑かつ適切に運用されるようしっかりと対応していくことが必要だと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。嶋田委員。

○嶋田委員 今回の定期報告では、番号9～18番の調査項目で平成29年度の安全管理措置の実施状況を振り返り、その後の調査項目で新たに「課題等」について報告を求めることによりスムーズに回答が進むと思います。また、番号1～8の調査項目については実態把握を目的としていることを各機関に伝えることで、率直に回答していただけるのではないかと期待しているところでございます。

各機関で問題となっている要因を分析し、対応方法を速やかに検討しフィードバックしていくことで、この報告が地方公共団体から信頼されるものとなっていくと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

本格運用が開始された情報連携に対する体制の整備状況や地方公共団体等の課題を把握することは非常に重要であると思います。

委員会としても報告内容を分析して今後の監視監督活動に生かしていきたいと思います。

ほかに御意見がないようですので、事務局では必要な手続を進めてください。よろしくをお願いします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表をし

てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、5月15日火曜日の10時30分から開催の予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。